
令和3年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第2日)

令和3年3月4日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月4日 午前9時30分開議

日程第1 第21号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について

日程第2 一般質問

- 通告1番 横大路政之 議員 1) 町内の公益法人やNPO法人等への寄附を拡大させる施策を
- 通告2番 大牟田直人 議員 1) 小中学校のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進を
2) ICTを活用し、学習支援と連絡の効率化を
- 通告3番 濱田 幸 議員 1) 清掃ボランティアの支援体制の推進を
- 通告4番 温水 眞 議員 1) 町立幼稚園の就園率を上げるための施策は
- 通告5番 安武久美子 議員 1) 認知症の高齢者が、安全に暮らせるまちづくりを
-

本日の会議に付した事件

日程第1 第21号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について

日程第2 一般質問

- 通告1番 横大路政之 議員 1) 町内の公益法人やNPO法人等への寄附を拡大させる施策を
- 通告2番 大牟田直人 議員 1) 小中学校のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進を
2) ICTを活用し、学習支援と連絡の効率化を
- 通告3番 濱田 幸 議員 1) 清掃ボランティアの支援体制の推進を
- 通告4番 温水 眞 議員 1) 町立幼稚園の就園率を上げるための施策は
- 通告5番 安武久美子 議員 1) 認知症の高齢者が、安全に暮らせるまちづくりを
-

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美徳君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田直人君	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	阿部 宏紀君	税務課長 ……………	高橋 忠久君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	桐島 光昭君
上下水道課長 ……………	本田陽一郎君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	西田 大輔君

午前9時30分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 第21号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、第21号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会から別紙のとおり報告書が提出されております。

総務建設常任委員長の補足説明を求めます。

横大路委員長。

○議員(10番 横大路 政之君) 報告いたします。

令和3年3月2日の本会議で付託されました第21号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算について、審査結果を報告いたします。

慎重審査の結果、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

補足説明をいたします。当予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,171万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ211億9,359万5,000円とするものです。歳出の主なものは、人件費の補正と事業の執行残によるもの、及び国県補助金の確定によるものであります。

歳出の中で、委員会において確認した主なものを報告いたします。2款1項12目コミュニティバス運行補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な減収となる見込みに対応するものであります。3款1項7目、備品購入費は、パソコン1台とタブレット2台の購入費です。これまで、聴覚障害者の方が病院等に行く場合は、手話通訳者が同行しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、同行が困難となり、タブレットを貸し出すことによって、手話通訳を可能とするものであります。

以上、報告いたします。

○議長(牧野 真紀子君) 委員長報告に対する質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第21号議案、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11名、挙手しない者 0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 一般質問

○議長(牧野 真紀子君) 日程第2、一般質問を行います。

通告順に許可いたします。

通告1番、横大路政之議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 改めましておはようございます。

本日は、通告に書いておりますように、寄附という行為やその意義について、また、町政におけるまちづくり団体の持つ役割について町長の見解をお尋ねしたいというふうに思っております。

具体的に質問に入ります前に、私の寄附やまちづくりに対する考え方を少し述べさせていただきます。広辞苑によりますと、寄附とはですね、公共事業または社寺などに金銭物品を送ることということに定義されておりますが、例えば、私たちにかかわりが深い選挙活動等ではですね、多くの方々のボランティア活動に支えられていますが、これも公職選挙法でですね、労力の提供という寄附というくりに該当しております。このようにですね寄附とは様々な形で表現されるものですが、また一方でですね、欧米に比べて日本は、寄附文化が根づいてないんじゃないかというような指摘をする方があります。よく我々も耳にすることがあるんですが、アメリカ大統領選挙なんかにおいてですね、選挙資金は寄附によって賄われてるというこれはニュース報道等でもよく大々的に報じられることがあるんですが、一説によればですね、事実関係はわかりません。あくまでも報道等の一説です。今回のトランプ氏の選挙資金に関わる、寄附金はですね、500億ドル、失礼、500億円を集めたんだそうです。少し古い話ですが、前大統領、オバマ前大統領がですね、10億ドル、1,000億円を集めたというふうに一説では言われております。これだけ聞いとればですね、アメリカの寄附文化っていうのは、先進国のように感じられると思うんですが、日本にもですね、寄附という文化は昔からしっかりと根づいているんじゃないかなというふうに私は思っています。例えば、日本語にはですね浄財とかですね、それからお布施、寄進、勸進などとですね様々な寄附をあらわす言葉が存在しています。したがってですね日本の文化、寄附文化っていうのもですね、日本にはしっかりと根づいてるんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、ただですね、やはり限られたエリアで行われるためになかなか目立たないということが言えるのではないのでしょうか。で、ですね内閣府が発表してます、市民活動促進担当からですね、「寄附文化の醸成に向けて」という提言が出されておるんですが、その中でですね、共助社会を担う活動への参加の拡大とそのような活動を支える寄附の充実が必要という位置づけがされています。これらをですね、踏まえた上で、質問をしていきたいというふうに思うんですよね。

またここでちょっと、少し脱線気味になりますが、日本のですね寄附の歴史、最も古い歴史の一つに例えられるのがですね、奈良東大寺の大仏建立に関わる、これは言い伝えとかですね逸話とかという部分に類するものだろうというふうに思うんですが、ご存じのとおりですね聖武天皇が発案してですね、745年に着工し7年の歳月をかけて完成したというふうに言われています。関西大学のある教授のですね、試算によりますと、工事人がですね延べ260万人、木材約2万

7,000本、それから総工費はですね現在の貨幣価値で換算すると、約4,657億円にもなるんだそうです。その人員と資金はですね、貴族階級はもちろんのこと、一般の民衆の寄附と、それからボランティアで賄われたというふうに言われております。大変な額ですね寄附金とそれから材料、人件費と、これを集めるのに尽力したのがですね、行基という、高貴な坊さんですね、これをですね聖武天皇のは、この人を活用したんだそうです。当時、重税にあえぐその民衆のために、一生懸命その活動、布教活動してた行基というお坊さんがですね、仏の教えを重ねたことでですね、人々の心をつかんで、世界に誇る日本の宝ともいえる大仏を建立したと。したがってですね日本にも古くから寄附という文化は、私は根づいてるんだというふうに思っています。

ちょっと脱線ぎみになりましたけどもですね。このですね、現代社会においても、これらの背景に基づくですね日本の寄附文化を有効に機能させるシステムをですね、つくることによって、要するに行政がそのシステムをつくることによってですね、皆さん方の寄附という行為が醸成されていくんじゃないかなあと、いうふうに思っています。

そこで、通告いたしました質問に入らせていただきますが、国の行政施策の一翼を担う公益法人や、NPO法人等の活動資金は、国県及び市町村の補助金等で支えられてる部分も多々あるんですが、自己資金や、構成員さんの拠出金や、それから活動による、利用料収入等でですね、補われてるところもあり、様々であります。しかし、全国的にはですね、資金調達が思うように進まず、活動を制限せざるを得ないという組織が出ており、町内にもですね、財政難を訴える組織があるというふうに私は聞いています。そこでですね、まちづくりに貢献があり、一定の条件を満たした組織であればですね、町長が認めれば、寄附を得やすくなるような制度を構築し、導入すべきじゃないかなあとというふうに私は考えており、次のことを提案させていただきたいというふうに思います。

一つ目ですね。国も推奨してます寄附文化の醸成をですね、町として促進すべきというふうに考えるんですが、町長の見解をお尋ねをしたいと思います。

2番目、ふるさと納税制度ではですね、住民の皆様が、住所地に寄附をしてもですね、返礼品対象にはなりません。上記のとおりですね町長が認めた、組織に対してですね、住民の方が寄附をしたという時はですね、そのふるさと納税で得られた資金を元手にですね、寄附をされた方に、新宮町の返礼品を差し上げたらどうかなあとというふうに提案をしたいんですが、どう思われるのか、町長の見解をですね、お聞きしたいと思います。

すいませんちょっと言い忘れましたので、このことですね組織の資金の確保、それから、今度は一方でですね、活動内容を住民の皆さんにアピールすることにもつながるんじゃないかというふうに考えております。以上のことをですね町長にお尋ねしたいというふうに思います。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) お答えをさせていただきます。今、議員さん質問の中で言われましたように、寄附文化の醸成につきまして、まず、日本の寄附の現状や課題につきまして、整理をしていかなければならないと思っております。その中でNPO法人等の資金とは、公金支出禁止規定との関係がございますが、NPO法人は利益を追求しない組織でございます。出資者に対しまして、利益の配分をしないため、営利企業等とは異なる収支構造となっており、何らかの資金援助がなければ事業が成り立たない状況にあることから、資金集めが重要な課題になることもある、あり得ると思っております。

まず、社会的便益の大きなサービスでございます教育、福祉、医療といったサービスにつきましては、国が責任を負っております。これらの公益団体に対しましては、補助金を支給し、直接的な支援を行っております。その一方で、憲法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは、博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」といった、公金支出の禁止規定が設けてあります。この規定は、公金の使用制限と、民間の事業に対する公の不当介入を抑制する目的であることから、おのずと、支援対象が制限されているところであろうかと思えます。

そのため、本町といたしましても、個別法の中で、公益法人等に対します財政的なものを含めました支援が規定されている場合は、助成をしており、その場合、その団体や組織に対しまして、事業実績や決算状況等を精査した上で、補助金を支給をしております。また、NPOやボランティア団体につきましては、町の福祉などの政策目的に見合った取組に対しまして、各担当課が、事業費補助金や、委託事業として予算計上し、支援を行っておるところでございます。

また、寄附における課題といたしましては、寄附等の社会貢献に関心がある人たちと、活動団体等の組織が、うまくつながっていないことから、寄附が集まりにくいのではないかと考えております。したがって、寄附する側、される側の信頼関係こそが重要でかつ必要となっておりますので、寄附文化の醸成に関しましては、寄附したお金の使途の可視化や透明性への確保が、信頼につながるものと考えております。寄附の文化につきましては、一朝一夕に醸成されるものではないと考えており、年少期からボランティアへの参加や、社会貢献活動の体験からこそ、対価を求めない寄附文化が生まれるものと思っております。

次に2番目のご質問でございますが、議員ご指摘のように、ふるさと納税制度におきましては、住民が住所地の自治体に寄附しても、返礼品を提供することは出来ないこととなっております。議員ご提案の町長が認めた組織、町内の公益法人等へ住民が寄附した場合に、返礼品を提供することにつきましては、事業の制度設計を含めまして、慎重に検討する必要があると思っております。一方その目的の一つでございます組織の資金確保、活動内容のアピールにつきましては、平

成29年度に制定をいたしました。新宮町まちづくり活動支援要綱に基づきまして、NPO法人やまちづくり活動団体への活動支援や助成金を交付しております。町民が主体となり組織する団体等が新宮町におけます地域課題の解決や地域の活性化に向けまして、自ら企画し、自主的に取り組みます活動に対しまして支援を行っており、現在、地域振興や環境保全、子育て支援などの活動を行います21団体の登録がございます。支援の内容といたしましては、団体情報を広く町民に公開するための、町ホームページ等への掲載、各種情報の収集や提供、支援団体への助成などを行っているところでございます。そのような支援団体への助成につきましては、ふるさと応援基金を充てさせていただいておるところでございます。現在の助成金については、自主的に活動できる団体を育成するために、資金調達も含めまして、関係課との連携や、調整などの準備期間として、通算3年間、3か年を助成対象期間としております。公共性や公益性が高く、地域振興や地域課題の解決に資すると認められる事業につきましては、各担当課での支援へ移行をし、必要に応じまして、町の予算で資金の一部を助成している団体がございます。また、助成金の申請をせずに、会費や寄附など自主財源の中で運営している団体もございます。ご指摘がありました、町内にも、資金調達が思うように進まず、活動を制限せざるを得ない組織があるとのことでございますが、今後、助成期間が終了した団体も含めまして、どのような支援ができるのか。また、議員ご提案の手法も含めまして、調査研究し、検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、ありがとうございます。

今のご説明の中にありましたようにですね、今の既存の制度の中で、できる限りのことは支援してるんだというような趣旨の町長のご答弁じゃないかなというふうに理解してるんですが、最後のですね結びの折りに、町長おっしゃいましたけども、その町内のそういうまちづくり団体組織に財政難を訴える組織がですね、どれぐらいあるとお思いなのか、もしくは調査されておるのか、町長の認識をお尋ねしたいと思います。まずですね。

それらの組織をですね育成したり支援したりすることがまた必要ということでお考えになっとなるのかどうか、原点ですね。これをちょっとお尋ねしたいと思います。

それともう1点はですね、その中にはですね直接町長のもとに、支援の求めをされる団体も中には、あるんじゃないかなというふうに思うんですが、現況をですね、町長どのようにお考えなのか、質問をさせていただきます。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい、この困ってある団体等ですね、数までは把握はいたしておりませんが、相談を受けた団体もでございます。その中には現在コロナ等でもですね非常に困窮した中で、

新宮町の福祉の問題等ですね、また子どもたちへの育成、手助けをしていかなければいけないという中で、そういった活動をしていただいておりますところもでございます。これも国の制度と、また新宮町の先ほど言いましたまちづくりの協力ですね、3か年の支援もやっておるわけでございますが、現状では、その組織がまだ個人が代表者でしてあって、法人化されてないというようなこともございます。そういった中で、やはり、NPO法人化とかですね、そういった法人化されて、今後、そういったことにつきましてはですね、やはり町として、しっかりやはり支援をしていかなければいけない。またそのためには、やはり委託事業としてやっていく、案件であるか、そういったところをしっかりと精査しながらですね、今後、私は支援をしていくべきじゃないかなというふうに考えております。ケースバイケースもいろいろございますのでですね。

また、直接私に相談があった案件は、1、2件ですね、ほかございませんのでですねちょっと、総枠をですね、何件あったかということまではちょっと私が申し訳ございませんが現状では把握しておりません。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。多い少ないは別にしてですね、大なり小なり行政もしくは町長のもとに、そういう支援の相談があるということを前提に、これからもう少し、質問を続けさせていただきたいというふうに思います。

新宮町にはですね、過去に行政に支援を求め続けてですね、長年苦勞した組織がありました。これは言えば、もうすぐね、分かると思うんですが、約30年ほど前にですね、当時の井浦町長の時代に働く幸せの会という組織がありましてですね、町長もよくご存じです。そうですね、今の新宮町シルバー人材センターの前身です。当時ですね私が初めて議会に来た20数年前、約20年前ですね、にはですね、新宮町ミニシルバーという組織に改編されてたんですがそれでも、法人格はないということですね、当時私もこの組織は何とか高齢者の皆さん活躍する組織だから、行政で支援の手を差し伸べてほしいと議会の場で何度か訴えたこともございます。ただ町長、議長席でお座りになって聞いてありましたからご記憶にあると思うんですが、その当時ですね、行政からの支援がなかなか得られないということですね、事務所経費はおろか、例えば、会員の皆さんに配分するための配分金を、調達するのに四苦八苦するというような時代でございました。その当時の行政の回答はですね、要するに、一民間組織ですからなかなか支援が出来ませんというような回答だったんですね。それでもですね何とかかんとか頑張りながら、そしてやっと長崎町長の時代になって、援助が得られるようになってですね。そして、先ほど町長が、支援の方法として、委託仕事を出したり、それから助成金を出したりというようなことで、支援を重ねられてやっと今の組織に、やっぱこれはもう、当時ですね町長だけでなく吉村副町長も、担当課長の時代もありましたんでよくご存じのはずなんですね。こうやってですね、組織を育ててい

くということが私はですね、町にとって、一つのまちづくり団体を育てることによってですね、すばらしい行政サービスの一環を担っていただけるんじゃないかなあというふうに思っているわけですね。どこにどういう組織があって、ここを支援しなさいって個別の話をしてるわけじゃないんですね。たまたまそういう事例があったんで、こういうことを踏まえてですね、要するに不遇の時代を乗り越えるためのね、支援をする考え方を持っていいんじゃないかなあという提案をさせていただいておるんですけど。その中でちょっと私が申し上げたいのは、この支え方の一つとしてですね、冒頭に質問しました、要するに行政が直接お金を出すということではなくて、活動を理解された住民の皆さんが、要するにこの組織の活動を支援しようじゃないかという思いになっていただける、寄附という考え方ですね。これをですね、行政が働きかける、要は、行政が直接お金を出すのではなくて先ほど町長の答弁にあります公金の支出のいろんな制限があって、どこでもここでも出せるものじゃないんだよと、それは当然、私もよく認識してます。そこで、その寄附というやり方ですね、住民の皆さんの寄附という行為によってその組織を支えると、いうシステムづくりをですね、ぜひ考えていただけないかなあというふうに思っておるわけです。で、この寄附を支えるシステムとしてね、ちょっと書画カメラを、いいですか。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(10番 横大路 政之君) こういう考え方が出来ないかなあということでもちょっと提案させていただくんですが、先ほど冒頭に質問した内容ですね、これを図示してるわけですが、要するに、町が直接支出すればですね、それだけのお金が必要になるわけですね。しかしながら、各種団体に住民の方々が寄附し、その寄附された活動資金でですね、町に対する町民の皆さんに対して、そういうそのまちづくり活動としてですね、提供していただく。そして、町はですねその返礼品を住民の皆さんにお渡しする、要するに何ですか、三角関係という言葉語弊がありますんで、三つのね、お互いに持ちつ持たれつ関係を構築するというやり方があるんじゃないかと。町はですね、例えば、寄附金の一部として一部分をお返しするだけですから、例えば一つの例としてですね、1万円を住民の方が寄附されて、もう組織には1万円入るわけですね。しかし、町は返礼品、例えば、ふるさと納税でいくと約3,000円ぐらいの返礼品が今提供されてですねよその自治体から寄附金が来れば。そうすると町は3,000円という支出によって、団体に対して1万円の支援をしたことに結果的になると、こういう考え方なんですね。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(10番 横大路 政之君) で、ちょっとですねこっからまた少し脱線ぎみになるんですが、皆さん方もよくご存じのですね落語話をちょっと一つ引き合いに出させていただきたいんですが、徳川8代将軍吉宗ですね、暴れん坊将軍で有名な8代将軍吉宗に重用された南町奉行の大岡越前守忠相。これが落語話の中で、三方一両損という話が出てくるんですが、これはもう私がですね

言うまでもなくご存じの方いらっしゃる、たくさんいらっしゃると思いますが、ちょっとあの話の入り口としてでちょっとしゃべらせてください。まず左官のですね、金太郎がですね、ほんこと書付と3両が入った財布を拾った。この落とし主が吉五郎という大工だった。そこで、大工の吉五郎の元へこれを返しに行った。そうするとほんこと書付はおれのもんだから返してもらおうと、受け取ると。しかし、江戸っ子である以上3両の金は、受け取れないと。一度自分の身から離れたお金を受け取るわけにはいかんということで突っ返す。そうすると今度は突っ返された、金太郎はですね、そんなもん、人の金を受け取れないともめごとになる。と、そこで、大家さんに仲介を頼んだら大家さんが入っても、喧嘩状態になって、なかなか結論が出ないということで、大岡越前守のところへ訴え出ると。そうするとそこで大岡越前守は1両の自分のお金を足して、4両にしてそれぞれ2両ずつ渡して、奉行も1両損をしたと。おまえたちもそれぞれ3両受け取るころは2両に減ったんだから、三方一両損でいいじゃないかと、というようなことで裁き下したという、ばかばかしいちゅうか何ちゅうか、話ですけども。でも、その関係とですね似てると思いませんか？これは三方一両損じゃなくて三方得のような話なんですね。私はそう思っています。例えとしていいかどうかは別にしてですね、こういう関係をですね、ぜひ構築していただくんですね、住民の皆様にもですね、理解がいただけるんじゃないかなと寄附行動に移っていただけるんじゃないかなあというふうに私は考えているんですが、町長ですね、もう一度ですね、すいませんが、そういう制度設計、検討するとおっしゃってますが、実際にですね、今日明日を急ぐ組織も中にはあると思います。それを早急にですねやはりどういう制度がいいのか、これは私も、答えは持ち合わせてませんが、これを一つの糧として、材料としてですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思うんですがどうでしょう。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) この寄附文化の醸成というのはですね、やはりボランティア活動の醸成、これとですね、似た問題であると思っております。過去にもですね、私が議員のときに、ボランティア活動してある方からね。我々がこれだけね、頑張っておるのに、議員も役場の職員もねもう、これをやる、やらないかんやないかっていうふうに言うてこられた町民の方もおられたんですが、やはりボランティアは強制するものじゃないと。私たちがやっていますよってというような話をしたことが過去にございます。そういった中で、やはりボランティアの醸成、また寄附の醸成っていうのもよく似た、先ほど議員さんおっしゃいましたように、やはりボランティアで活動することによって寄附行為というようなこともあるわけですね。そういった中で、これから実際にボランティア活動をしていただいております各種団体もございます。そういったことをですね、やはり、議会だより、広報等ですねActive新宮等でもですね、大いに町民に知らしめていながら、町民の方々のそういったボランティアまたは寄附行為の醸成にですね、啓発していかなければ

ればいけないのかなと、今感じているところでございます。

また、今、第2の質問の中でふるさと納税制度の今おかげさまでですねほんとに、新宮町非常に人口増加、非常にこう、財政投入がですね非常に多い。学校も2校も建設をいたしました。そういった中で、新宮町の財政状況をしっかりと見極めてやっていかなければいけない中で、今ふるさと納税制度ですね、ほんとに福岡県でも一、二を争うような、寄附を集めて、今、自主財源のですね、確保に努めてきております。そういった中でですね、今、提案されたことをしっかりと精査しながらですね、これからどういう方法がいいのかっていうことを、しっかりと精査してですね、今後、行政運営したいと思っております。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) ふるさと納税の制度についてはですね、私もいろいろ思うところありますけどそれはちょっと質問の趣旨と違うんで、この場では申し述べませんが、寄附というですね、ある意味崇高な行為に対してですねやはり理解を、住民の皆さん理解をしていただいて、極力ね、やっぱりそういう寄附行動に協力いただきたい、寄附という行為にね、協力をいただきたいという呼びかけができる体制づくりというのを私はするべきじゃないかなというふうに思っています。

そのですね参考意見として、参考資料としてお考えいただければと思うんですけども、日本フアンドレイジング協会というところがありましてねそこは寄附白書というのを出しています。その中にですね、ある事例が紹介されてるんですがそれをちょっとここで紹介したいんですが、コストリカの国立公園である組織が、実験を行ったそうです。公園を訪れる観光客をですね、適当にランダムにですね、二つのグループに分けて一方にはですね、公園のサービスの質を維持するために寄附をしてほしいというメモ書きだけを渡して、寄附行為を募ったと。もう一方にはですね、3ドルですから本当にアメリカドルと同じ貨幣価値かどうかわかりませんが、多分100円、200円程度のものだろうと思います。その程度のお土産物を渡した後にですね、寄附をお願いしたそうです。そしたらですね、当然ながら、お土産を渡したほうのグループが圧倒的に寄附が多かった。要するに、プレミアム感があつたんでしょうということが実例としてあるんだそうです。またですね、別の、今度は事例ですが、ある非営利団体がですね、寄附の依頼をするのにダイレクトメールを送ったんだそうです。そうするとですね、一つのグループにはですね、単純に先ほど言いました、寄附の依頼文を送ったと。もう一方はですね、寄附を一度いただければ、二度とお願いいたしませんと記載してですね、そのあとにこの権利を行使したい方はここにチェックを入れてくださいってマーキングしたんだそうです。そして、送ったんだそうです。ただ、前者のグループはですね、寄附者が1,413人、7万1,500ドルだそうです。後者のグループはですね、寄附者が2,722人、15万2,900ドル。約倍の寄附が得られたということらし

いです。で、ですね、ちなみにですね、二度と権利を、お願いしませんというところにチェックを入れた人はですね、僅か38%だったんだそうです。要はですね、こういう事から分かるように、やっぱりプレミアム感、要するに寄附を促進してもらうために、プレミアム感がやっぱ必要だと。それはですね何も物に限らず、何でもいいっちゃうことはないですけど、やっぱそういう価値感を訴えることによって、寄附行動ってのは促進されるんじゃないかという、これは一つの報告書なんですけどね。そういったこともありますんで、ぜひですね、そういうことを参考に、制度設計を考えられるときに活用していただければなあというふうに思っています。

この質問するときですね実は、一般的にある所得税控除であるとか、住民税控除であると、これ何とかならんかなと思って、担当課に相談したらですね、もうとてもじゃないけど、こんな難しい話は、もう私も二度と聞きたくないというぐらいややこしかったです。ですから、要するに税制上の優遇措置というのはもう既存の制度でもう十分だ、自分たちがもう手つけようがないと。法制度上ですね。ですから、さっきから申し上げてますように、プレミアム感を出す、どうやったらプレミアム感を理解していただけるかということに、集約してですね、ぜひ制度設計をお願いしたいというふうに思っています。

最後になりますけども、新宮町はですね、町長もご存じのように幸いにして、平均世帯収入、福岡県でトップですよ。もしくは統計時によれば、福岡市のある行政、中央区か東区か知りませんがトップに出ることもありますよ、ほぼトップクラスを推移してますよね。それから考えるとですね、九州では当然ながら、福岡でトップということは九州でトップっちゃうことですよ。そうやって考えるとですねやはり、そういうその寄附行動に移っても寄附をしてもいいという方は、私はですね、掘り起こせば掘り起こす程いらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。そういう体制づくりをですね是非、これから検討していただいてですね、目的はですね、寄附をしていただくことではなくて、そういうまちづくり団体を支援することによってですね、行政が直接手を出さずともそういう組織がですね、まちづくりの一翼を担っていただけるというまちのつくり方の考え方の問題ですね、それをぜひですね町長に真剣に考えていただきたいなというふうに思います。最後の答弁をお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 現在新宮町、協働のまちづくりを掲げて、今、行政運営やらさせていただいております。そういった中でですね、やはり、ボランティアの醸成、また寄附の醸成をですね、しっかりと組み合わせてやって行政運営をしっかりとですね、そこを調査研究しながらですね、これは大事なことやろうと思いますので、また、町民の皆様方もですね、ほんとに、自分たちのまちは自分たちでつくるというですね、また、そういった啓発活動、そういったことをですね、しっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 通告2番、大牟田直人議員。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田直人君) 7番議員の大牟田です。マスクを外します。

質問させていただきます。

小中学校のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進をということでまず質問させていただきます。学校は誰もが安心して学べる施設であることが大切だと考えます。障がいのある児童生徒やけがをした児童生徒が安心して学ぶためには、学校のバリアフリー、そしてユニバーサルデザインが不可欠だと考えます。また地域が支え合うコミュニティスクール、7年、8年ぐらいなるんすかね、コミュニティスクールになんって。コミュニティスクールである小中学校、今の町内の小・中学校、町立小・中学校ですね、に地域の方、そして保護者が安心して集えるようにするためにも、バリアフリー、ユニバーサルデザインが必要だと感じます。

そこで、次のことを2点伺います。

小中学校のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン推進の現状と今後の計画をお聞きします。

2番目。児童生徒が利用できる、児童生徒が利用できるというか、給食以外の人が乗れるという意味ですね、人が乗れるエレベーターのない小中学校へのエレベーター設置は出来ないか、以上2点お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。失礼いたしますがお答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問も町内の小・中学校におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン推進の現状ということでございますが、議員ご質問にございます、このユニバーサルデザインこのことは、年齢ですとか、あるいは性別国籍文化、あるいは心身の能力の状態といった様々な特性であったり、違いを超えて、全ての人に配慮したまちづくりなど、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという、非常に幅広い意味を持っていると。このバリアフリーの取り組みをさらに進めることによって、こういった全ての人々の利用に係るバリアを限りなく少なくしていこうという考え方であるというふうに捉えております。そこで本日は、このユニバーサルデザインの考え方に基きまして、学校施設のバリアフリー化と、そういう点からですね、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、学校施設におきましては、児童生徒等の健康、そして安全を十分に確保する、また、快適で豊かな空間として整備することが必要であり、また地域の皆様方にとっても最も身近な公共施設として、また地域の防災拠点としての役割を果たすということも重要であろうというふうに思っております。また、障がい等の有無に関わらずともに育つということを基本理念として、物理的、心理的なバリアフリー化を進める必要があると。誰もが支障なく学校生活を送ることができるように、本町におきましても、小中学校におきましては、特別支援教育であ

ったり、生徒指導、道徳教育等の充実を基盤にしながら、教育活動も進めているところでございます。

令和2年5月に改正バリアフリー法が公布されまして、全ての学校施設のバリアフリー整備を推進することや、あるいは既存の学校施設であってもバリアフリー化を積極的に進めるということが示されました。そこで小中学校のバリアフリー化の現状についてでございますが、スロープ等による段差解消、車椅子利用者用の多機能トイレ、またエレベーターの整備状況等について、この後述させていただきますというふうに思います。

まず初めに、外部から校舎へ入る際のスロープですとか、あるいは校舎内部に続くスロープにつきましてはほとんどの小中学校に整備しておりますが、一部未整備の学校もございまして、改めて学校敷地内、あるいは建物までの経路をですね、再点検して、経路の移動の円滑化を図る必要があるというふうに考えております。多機能トイレでございますが、相島分校はどうしてもスペースの関係で設置ができておりませんが、そのほかの小中学校につきましては設置が完了しております。一般用エレベーターでございますが、新宮北小学校、新宮中学校、そして新宮東中学校の3校に設置をしておりまして、今後の整備に関しましては、後ほど述べさせていただくことといたします。現在、教育委員会のほうでは、平成29年度に策定いたしました、新宮町学校施設等長寿命化計画に基づきまして、長寿命化改修や維持管理の方法につきまして、年次計画を立てて進めているところでございますが、今後は、この学校施設のバリアフリー化の実態に基づいた整備目標の設置、あわせてバリアフリー化された学校施設は、こういったその利用を通じて、子どもたちが障がいに対する理解を深めたり、あるいは、共生の意識を高めるといったところも考えられますので、そういった意味での心のバリアフリーの推進にもしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っているところでございます。今後はさらに各小中学校のこういった現状把握に努めますとともに、バリアフリー化を促進するための国の制度的な対応、そこにもしっかりと注視をして、準備も進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、児童生徒が利用できるエレベーターのない小中学校、エレベーターの設置は出来ないかというご質問ですが、ただいま申し上げましたことと、また重複するところも出てまいりますけれども、この公立小中学校等の施設のバリアフリー化に関する、令和7年度末までの国の整備目標、これはエレベーターについては、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備すると示されております。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校、エレベーター未整備の学校につきましては、こういった移動に配慮を要する児童生徒等への対応に備える必要があるというふうに考えますし、今後しっかりと計画を立てて進めていかなければいけないというふうに思いますが、現在のところ、日常的にエレベーターの使用を必要とするような状況は、生じておりませんが、けが等で移動が困難な状況が生じた場合には、先ほど議員も言われました給食用にそれぞれの学校

エレベーター設置しておりますので、緊急時にはそういったものの対応が、設置できるまではですね、考えられるというところがございます。公立学校施設のバリアフリー化を一層推進していく上でも、このエレベーターの設置を進めることは必要であるというふうに考えますが、設置あるいは維持管理に係る問題など様々な視点から、検討を進めてまいりたいと考えているところがございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) バリアフリーについてですね、バリアフリーと今後長寿命化に合わせて計画をいろいろ考えていただくということと、またあとそれにあわせて心のバリアフリーということで、教育にもつながっていくんじゃないかという話を伺ったと思います。是非ですね、みんなが、支え合うという、そういう感じを感覚をですね、みんなに味わってほしいなと思っています。ぜひ進めてほしいと思います。またスロープ段差解消のところですね1校出来てないところがあるという話でしたので、早急に進めていただきたいなと思います。今コミュニティスクールになって、地域の方たちが集えるっていう学校になって、今、7年8年ですか7年ですかね、になってます。で、今通学路とかにもいっぱい人が立ったりとかですね、すごくコミュニティで、地域で学校を支えるという、その新宮町の、もう本当すばらしい姿というか、あれを見て新宮町に行きたいという人もいるという話も聞きます。通学路にいる人たちの様子を見てですね。というふうに聞きますので、すごいすばらしい姿だなと思います。これから年を重ねていくとですね、その人たちも、老いていくわけですよ。そういう人たちが、コミュニティスクールで、学校と関わる、今、コロナ禍でやってないですけど、招待給食だとかで、そのお礼を言う機会とかがあってよばれたりするんですけど、そういうときに、教室に入るのもなかなか足が不自由だと行けなかったりとかですね、そういうのもあつたりします。また、けがしたときですね、よっぽどだと思わしてもらえるのかもしれないけど、なかなか使わせてもらえない、エレベーターですね。なので、人の肩を借りて、ケンケンとかで登ったりするわけですよ。階段をですね。とっても危ないというか、ストレスに感じるんじゃないかなと思うので、ぜひエレベーターの設置もですね、早急に進めていただきたいなと思いますが、その件について見解を。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。先ほども述べましたように、令和7年度まで、整備目標というものが国のほうも立てられておりますので、そこに合わせてですね、本町においても、様々な制度設計等もですねしっかり見せていただきながら、計画はしてまいりたいというふうに思っております。また給食用のエレベーターふだんはですね危険防止のために、かぎをかけた状態でございます。ここにつきましてはまた各学校ですね、通常は使えませんけれどもそういった緊急時にはですね、使用ができるような形でまた校長先生方とも十分に打合せをさせていただきたいという

ふうに思っております。衛生面に十分配慮しながらということになるというふうに思いますが、そういった考えでございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 緊急なときは配慮していただくということで、それはぜひ進めていただきたいなと思います。文部科学省のホームページを調べていったらですね国庫補助事業のところ、学校施設環境改善、ご存じだと思いますが学校施設改善交付金のところで、障害児等対策施設整備工事っていうのがあります。それがですね3分の1から7分の2のほう、補助というか交付ですね。で、対象工事が、障がい児等の学習環境を改善する工事、あるいは地域コミュニティの拠点として学校整備する上で、施設のバリアフリーが必要と認められる工事ということで、これに該当するのではないかなと思います。先ほども話がありましたけど、日常的に、エレベーターを使用する生徒がないという話でしたけど、やっぱりコミュニティの中心として学校がある、そしてそのコミュニティスクールで、コミュニティスクールの考え方ですよ、地域とともに、子ども達も地域もともに成長していくという、そういう今すてきな学校になってきていると思います。新宮町の学校ですね、どこの小中学校もですね、もうすごい地域とつながった行事というのがすごいたくさん、どんどん増えてきて、年々増えてきてとってもすてきなななと思ってるんですけど、そのすてきな新宮町の小中学校をさらに輝かせるというか、今後もまあ、今8年ですけど先ほども言いましたけどこの8年前から、何て言うんですかね。学校に関わってくれてるその、8年前もっと前からですけどね、見守りとかやってくれてる方も、どんどん年とっていきますので、そういう意味でも、こういう対策施設整備工事費とかですね、交付金とかを利用してですね、是非早急にですね検討していただきたいなと思いますが、町長、見解をお伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 現在、学校施設におきましてはですね、老朽化の大規模改修等の予定をいたしております。またですね、今、障がい児じゃないんですけども、やはり特別支援学級が増えてきておりまして、最近つくった学校もうこのためにですね、教室を半分に分らなければいけないというような、また改修をですね、新しい学校でもう改修をやっつけていかなければいけないというような状態にございまして、それはそういったことは、やはり子ども達に対するすぐのですね、これは対応しなければいけないということで今やらせていただいておりますのでですね、それと、大規模改修、老朽化のですね、そういったことも予定しておりますのでですね、今教育長が申し上げましたように、国がやっとな学校のエレベーター等はですね、やっとな今、今思ってた令和7年までに、そういった対応をしていくというようなことでございますのでですね、できるだけ7年とは言わず、できるだけ早くそういった財政状況をですね、しっかり見極めて対応していきたい

いと。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。明日できるとか、すぐできることではないと思いますので、その長寿命化計画とかもあると思いますし、もちろん目の前でやらないといけない工事とかもあると思いますので、ぜひですねそういうことも、頭に置いてですね検討していただけたらなと思います。また先ほど教育長から話があったように、緊急の場合は、給食用エレベーターを、衛生面を管理しながらですね、利用できるという体制をですね、とっていただけたらなと思います。

次の質問に、入らせていただきます。ICTを活用し学習支援と連絡の効率化をという質問をさせていただきます。ギガスクール構想の実現により、今後、教育へのICTの活用が進んでいくと考えます。これからの教育現場でのICTの活用について、次のことを伺います。オンラインで授業の様子を配信することにより、欠席している生徒への学習支援につながると考えますが、導入は出来ないでしょうか。2番目。遅刻や欠席などの連絡などですね、遅刻や欠席の連絡などですね先生と保護者の連絡にICTを活用出来ないか、以上2点お伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。それでお答えをさせていただきます。ICTの活用に関しましては、本町では、もうご承知のとおりギガスクール構想の実現に向けまして、小中学校ともに1人1台端末の環境及び校内通信ネットワークの整備がほぼ完了した状況でございます。本年度内に個人のパスワードを設定するなど、いよいよ全ての小中学校でICTを学びのスタンダードとして活用するための取り組みが、進められ始めているというところでございます。まず初めにオンライン授業による学習支援ということについてのご質問でございますが、本町におきましては、新宮東中学校を例に申し上げますと、昨年ですね、臨時休業中ではございました5月8日の日に、オンラインの開設チーム会議を開きまして、その後、3年生を中心にオンライン朝の会であったり、オンライン授業に試行的に取り組んでいただいております。5月の19日でしたか、3年生の外国語科のオンライン授業、これも実施をいたしましたがこのときには、町内の各校長先生がたにもご参加いただき参観いただいたというんでしょうか、その概要をつかんでいただいたというところでございます。東中においては、多様な学びの必要性にこたえる、議員がおっしゃった欠席している生徒の学習支援も含めてというところでございますが、同時双方向型のオンライン授業を目指しておりまして、今、三つのいわゆるタイプに分けて、取り組みを進めています。一つ目のタイプは、授業が実施されている教室以外の場所にいる生徒へ授業を配信するというのが一つ目のタイプ。二つ目のタイプが、議員がご質問されております、欠席生徒への学習支援を含めた、いわゆる教室以外の場所にいる、家庭も含めてですけども、多様な状況の生徒への授業配信。タイプの一つ目が、これはもう校内において一斉に全校、あるいは学年に同時双方向の

授業を配信するという、いわゆる三つのタイプが進められております。本年度は、なかなか接続のシステムが限られておりましたので、対象の生徒も限定されたような中での授業配信ではあったんですけども、参加者の中からは、大変よかったという感想も聞かれてると、寄せられてるということを聞いているところでございます。確かに欠席者への学習支援につきましてはこれまでも、欠席者の状況に応じて、体調が悪いお子さんにはそういった学習支援という部分はなかなか難しいんですが、その状況に応じて、ご家庭と連絡を取り合いながら取り組んできているところでございますが、新たな方法として、このICT活用による学習支援を可能とするには、様々な配慮事項、家庭でのICT環境を整えるという部分もございまして、生徒の状況に応じてですね、段階的に無理なく取り組む必要があるのではないかとこのように考えております。そういった意味でまずは、感染症あるいは災害の発生と、今非常時にやむを得ず学校に登校出来ない児童生徒の学びを保障する。いわゆる非常時を想定したICT環境の整備がまず必要であり、その上で今後はこういった中学校での取り組みをモデルとしてですね、こういったギガスクールの事業推進とともに、欠席者も含めた全ての児童生徒の学びの保障や、あるいは緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備に向けて、様々な状況を想定しながら、取り組んでまいりたい。大事なのは、児童生徒の学びをとめないということだというふうに思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、遅刻あるいは欠席の連絡に係るICT活用についてのご質問でございまして、現在町内では、5校が電話あるいは連絡帳以外にですね、安心メールですとか、学校携帯メールでの欠席等の連絡方法を取り入れているということでございます。これも新宮小学校を例に申し上げますと、昨年6月からですね、町内の連絡メール、安心メールの欠席届管理とかいうのがあるんですかね。そういった機能を活用して、保護者のスマートフォンですとか、あるいはパソコンから欠席や遅刻の連絡も可とするという、お知らせを家庭にされたところ、現状はほとんどがそういったメールによる連絡ということをお聞きしております。朝の時間帯はどうしてもですね、様々な業務が職員室の中、錯綜しておりますので、こういったICT活用による欠席等の連絡は、教員の側からしますとですね、業務改善にもつながりますし、保護者の皆様にとっては利便性も認められるというふうには思いますけれども、ただただ、欠席等の理由や状況はもう個々それぞれ違いますので、直接お話を伺う場合ももちろん想定されますし、学校においては、その状況をしっかりとですね、見極めながら、丁寧な対応をしていかなければいけないというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。オンライン授業についてですけど、今後ですね東中学校の取り組みを、横展開じゃないけどしていく、していけたらという話だったと思うんですけど、ま

ずは、災害時とか、こういう感染症が広がっている時期とかに、対応する形をとりながら段階的に子ども達のそういう非常時以外のところに広げていきたいという話だったと思いますが、今でも何ですかね、学習支援は、一人一人の個々に応じながらやってるっている、もちろんそれは取り組んでいただいとそれは思っています。それプラスですねもう、さらに、支援にICTを使うことですね支援につながるんじゃないかなと思っています。例えば、そうですね、けがとか何か病気で入院を長くしなきゃいけないときとかに学校の授業を受けれたりだとか、あと、思春期の子ども10%になると言われている、ODですね、起立性調節障害、自律神経の調節がうまくいなくて、パターンと倒れたりとか朝起きれなかつたりとかする子が10%ぐらいいると言われてます、思春期の子どもとかですね。もう、ほんとに、私はわからないんですけど、ほんとに起きれないらしいです。体が動かないらしいです。寝たまま。そういう午前中動かなかつたりするらしいんですけど、意識はあるんですよ。なので、そういうところに、その授業の様子が流せたら、原因の一つはストレスだと思うので、行かなきゃいけなかったストレスが逆効果になったりするんですよ学校に、そういう子たちがそういう映像を見ることによって、少しでもストレスが軽減されて、学校とつながってる感覚もありますし、もう、何ですか、そういう子達って、そういうのが、逆のスパイラルになっていったりするので、そういうところも防げるんじゃないかなと思えます。また、学校になかなか足が向かない子達、今、別の教室でっていう話をされてましたけど教室に足が向かない子達の一つのきっかけづくりにもつながるんじゃないかなと思えますので、ぜひですね、段階的には思いますが、ICT、目標をそこに掲げてですね、少しずつ、例えば、2年後までにそういう体制をとるとかですね、そういう目標をつくってですね、取り組んでいただきたいなと思えますが、ちょっと見解を伺います。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい、失礼いたします。欠席をしてるお子さんについては本当に先ほども申し上げましたように、事情、理由も様々でございます。当然、体調を崩してるお子さんについてはですね、まずはその状況を回復するというのが1番なんですけども、なかなか学校への登校が行き渋りであったりですね、ちょっと欠席がちであったりというお子さんについては、学習支援ということも、もちろん大事なんですけどもこれも段階的にやっていかなきゃいけないということと、今新宮中学校のほうで取り組んでおります、エールミーティングっていうのがあるんですけども、どうしても欠席しがちなお子さんについて、これまでは学校のほうでチームを組んで、どのような対応をしていこうかということで、いろいろと考えながら、具体的に動いていただいとんですけども、今エールミーティングという形、私もたくさん学ばせていただいたんですけども、そこに、休みがちなお子さん、やっぱりいろんな事情を抱えております。も含めて、どのような方法だったら出来そうかっていうのをお子さんも含めて先生方と一緒に、これから先

の目標なり、こういうふうにしていこうという話をしながらですね、解決策、これだったらできる、ここまでだったらできるっていうのはお子さんも含めた中で、生徒も入れた中で、決定しながら進めていっていると。その中にですね、これ2年後3年後は待てませんので、すぐにでも、ICTでこの授業を送ってそれだったら出来そうともしいうことであればですね、それはもう早急に取り組めるような、対策、整備をしていかなきゃいけないというふうに思いますし、それが徐々に自信に、その一人一人の自信につながって、回復傾向を見せてくれたら、これより、これ以上にうれしいことはないなというふうに思いますので、それぞれのお子さんの状況に合わせて、必要なことはもうあまり間を置かずに、やれることはしっかりやっていくというスタンスですね、それぞれ取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) エールミーティングという形で、各子どものことをしっかり考えていただいていることで、ほんと、ありがとうございますという感じです。先ほど、その中でこの形だったらできるという話だったら、二、三年と言わず、もう、すぐにでもという話をさせていただきましたので、取り組んでいただけたらなと思います。ありがとうございます。

次の遅刻や欠席の連絡ですね、今5校で取り組んでるという話だったんですが、結構保護者の方に聞いたんですが、知らない人がいるんですよで、私東小校区ですので東小の保護者に聞いた例を言いますと、紙の欠席届を渡すっていうようになっていて、欠席届がですね、兄弟か近所の人に渡すと。それが駄目なら電話も、オッケーだけど、あんまり推奨されていないということを知りました。それがストレスになったりとか、その子どもにとっては、なくしたらどうしようという、ちょっと負担になったりとかいうのがあると聞いたので、こういう質問をさせていただいたんですよ。あとまた、それこそそういう不登校だったり起立性調整障害だったりの子とかは、毎日のことなので、ちょっと負担だったりストレスになったりとかいうことを感じるということを知ったので、そういうことを、質問させていただいたんですけど、今の安心メールとかメールでっていうことが5校ではされてるってことでしたけどそれって、全ての学校に広げたりとか、それ学校の判断になるんですが、全ての学校に広げるということは可能でしょうかということをお伺いします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) 教育委員会のほうからこのようにしてくださいということはございませんで、校長会の中ですね、このような、取り組んでみてよかったということは、これまでも広げるという方向でありますし、ただ、取り組みながら、このところは課題としてあるので、ここはしっかり整理しながらやっていかなきゃいけないところも、あわせてですね、確認をしながら進めていく必要があるかというふうに思います。保護者の皆様方お一人お一人にですね、何で

もこのメールで済むという話ではないんですけども、こういった方法もありますよっていうのはですね、改めて内容をしっかり精査しながら学校のほうからお伝えいただくと。ただし、ここだけで、欠席の理由については、大変そのお子さんの状況をとらえる上でもですね非常に重要な中身ではないかなというふうに思いますので、その在り方については再度、メール、便利な利便性という部分はもちろんありますけれども、その状況に応じてというところが1番かなというふうにも考えてるところでございます。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。もちろん個々の状況においてですね連絡をとったほうがいい場合ももちろんあると思いますし、連絡をとったほうがいいというか取らないといけない場合ももちろんあると思いますのでそこはですね、ただ、そのメール等ICTを利用することによって、保護者の負担も減る。そして、職員の負担も減る。そして、ほんとに、連絡をとらないといけない子たちに時間が避けるという状況が生まれるのがベストかなと思いますので、ぜひ、あの最終的な判断は各学校になると思いますが、そういうことをですね共有、各学校間で情報共有していただいて、そういう選択肢も提示していただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。以上で私の質問終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、濱田幸議員。

○議員(4番 濱田 幸君) 4番議員、濱田です。

先ほどの横大路議員の質問にもつながる部分もあるかもしれません。私は、清掃ボランティアの支援体制の推進をという内容について、質問をさせていただきます。

中国発新型コロナウイルス感染症防止のため、昨年のクリーン作戦は中止されました。この行事は、全町挙げて町の清掃活動に取り組むことで、町や地域に何らかの社会貢献をして、ともにまちづくりをしていくという、ボランティアの精神が育つとてもよい機会だと思います。また、各行政区では、長年にわたり様々な清掃の取り組みを行っていますが、地域によっては、高齢化が進んだり、人口減少により活動自体が困難になってきております。本町では、様々なボランティア活動で支え合う社会を目指しています。今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数集まれないなどの規制が続き、清掃活動や行事が停滞することも考えられます。

そこで、次の3点について伺います。1、本町における現在の清掃ボランティアの登録数や活

動の状況。2、町が支援し、少人数で気軽に清掃ボランティアに取り組める体制の構築を図る必要があると思いますが、見解を伺います。3、道路や公園など、自治体が所轄する公共施設の美化活動を住民が我が子のように大切に思い、自発的に行い、自治体はその活動を支援する協働によるまちづくりの制度であるアダプト制度を本町でも積極的に取り組んでいくべきと思いますが、ご意見をお伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) お答えいたします。

本町におけます、清掃ボランティアの登録につきましては、議員もご承知のとおり、まちづくり活動支援団体として登録された団体にまちづくり活動助成金を交付しております。その中で清掃活動を行っている団体は、3団体ございますが、それ以外に、清掃ボランティア等を対象に登録しているといった制度は、現在本町にはございません。

しかし、環境課で例年清掃ボランティアの活動を行っている各種団体等の活動状況につきましては把握をしております。その代表的なものとして、各行政で行っています、区内清掃のような活動が挙げられますが、令和元年度の活動におきましては、年間延べ60回、22行政区で清掃が行われております。54トンほどのごみを回収しております。また、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありましたものの、年間延べ32回、18行政区で清掃が行われ、36トンほどのごみを回収しております。このような活動につきましては、古くからある行政区に加え、大規模開発によりまして、近年、設立されました新たな行政区におきましても、清掃活動が行われております。町全体に環境美化に対します意識が浸透をし、町全体の環境保全にもつながっていると感じているところでございます。

ほかにも、行政区が行っている清掃ボランティア活動といたしましては、人丸公園や沖田中央公園などの環境美化活動がございます。人丸公園は、下府1区、下府2区、そして湊坂、桜山手、パークシティの周辺5行政区が年間を通しまして、清掃しております。ボランティアです。沖田中央公園では、中央駅前区が年に1度、清掃を行うなど、地域の連携によりまして行っている清掃活動もございます。

また、行政区以外の一般ボランティア団体の清掃活動といたしましては、シニアクラブや、学校、各スポーツ団体、企業などがございます。町の道路や公園、海岸、松林などといった公共空間の清掃を行う一般ボランティアの活動もございます。一般ボランティアの清掃活動におきましては、令和元年度で年間延べ54回。16団体で清掃が行われております。7トンほどのごみを回収しており、令和2年度におきましては、年間延べ35回。15団体で清掃が行われ、7トンほどのごみを回収しております。

このような清掃活動におきましては、本町といたしましても、清掃ボランティアの活動に対し

まして、清掃作業に必要なごみ袋を配布し、集めていただいたごみにつきましては、行政が回収するなど、直接的な支援を行っております。各行政区や一般ボランティア団体等の活動を通じまして、多くの住民の方々が共助の意識を持ち、積極的に参加をいただいておりますので、町といたしましても、大変、感謝しているところでございます。

2番目のご質問でございますが、町といたしましても、気楽に清掃ボランティアの活動に取り組めるように、清掃ボランティア活動される際には、ごみ袋の配布やごみの回収といった支援を行っておりますが、そのほかにも清掃ボランティアの活動中における事故と作業中の安全性を確保するために、町が保障しておりますコミュニティ保険の活用もさせていただいております。今後も引き続き、このような支援等を継続しながら清掃ボランティアの活動を推進していける制度を検討していかなければならないと考えております。

3番目のご質問でございますが、道路や公園など自治体が所管する公共施設の適切な維持管理のために、地域や各種団体が行います清掃ボランティア活動を支援することは必要であると認識をしております。清掃ボランティアの活動を推進していく上では、協働の観点である共助の輪を広げていくことが重要であり、企業等へのアプローチも必要になってくると思います。本町が主催し、町全体をあげて実施しておりますクリーン作戦への参加企業におきましても、今後は企業の社会貢献活動の一環として、定期的な清掃ボランティア活動へ賛同していただけるよう、積極的をお願いをしていきながら町民や企業、行政が一体となって清掃ボランティア活動に取り組んでいけるように推進していきたいと考えております。

また、議員ご提案のアダプト制度についてでございますが、本町では実際にアダプト制度の概念に沿った形で、多くの方々に清掃ボランティア活動を実践していただいている状況ではございますが、一つの手段として、本格的に導入するとなればボランティア活動をしようとする地域住民や各種団体は、活動場所や活動範囲の指定、活動人数、活動内容、活動頻度等に関する申請を町に提出していただく必要があり、町の支援といたしましては、保険やごみ回収、ごみ袋の支給、作業に必要な道具の貸与等が考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、現在の状況においても町に連絡していただくことで支援を受けることが出来ますので、今後、新たな制度を構築していく際には、まず協働のまちづくりの考え方を広く町民へ認識していただくとともに、地域貢献を目的とする団体や企業等とのマッチングや目的達成に向けての役割分担をきちんと定め、互いのパートナーシップのもとで美化運動や清掃活動へとつながる持続可能な活動となる仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) はい。今、町長よりお聞きいたしまして、新宮町にはたくさんボランティア団体があるというふうなのがわかりました。ただ、その清掃ボランティアの登録数で

すね、これについて町長はこの数が多いと思われませんか、それともまだまだもっとあればいいな
っていうふうに思われるのでしょうか、どちらでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 清掃ボランティアの登録は3件でございますけども、ほとんど全町的にい
ろんなボランティアで、このほかにも下府1区では湊川の河川敷の、これも自然発生的に以前は
あそこに美化運動として、紫陽花を下府地区の方が植えて美化運動、それがだんだん大きくなっ
て下府1区全体で湊川を清掃していこうという、そういった清掃ボランティアをしてありますし、
ほかの区でもほとんどそういった清掃活動、そして今、松林楯の松原のやはり間伐、これもやは
り松原の確保、松の確保、これもやはり清掃活動の中で行って、私は本当に町民の皆様方にそう
いった清掃に対する意識が非常に強いと感じておるところでございます。本当に感謝しておりま
す。

○議長(牧野 真紀子君) 濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) はい。新宮町も新しい住民の方々が増えてまいりましたので、今まで
の皆様の活躍に加えて、また新しい方々をそのボランティアにいざなうっていうか、そういう取
り組みっていうのが私はもう少しあると広がるかなっていうふうに思っています。告知だったり、
今お話を聞いたら私も知らないことがたくさんありまして、お花を植えていらっしゃったりとか
ですね。そういうことも広報誌でそういうのを取り上げるとか、そういうボランティア団体の活
動をもっとアピールをしていくことができれば、新たな人員確保というか新たなボランティアの
方を増やしていけるのではないかなというふうに思っております。

行政区だけではなく、福岡県の60の自治体のうちに新宮町を含む26の市町村は、そういう
自治会、自治団体の清掃ボランティアっていうのをお願いをしているところですけども、自治
会だけでなく、個人も気軽に本当に取り組めるような制度にしているのは福岡市、古賀市、福津
市、宗像市、粕屋町など27市町村であります。この何か差っていうのが地域的には都心部や人
口の多い自治体はやっぱりその行政っていうのに入っていないっていうか、そういう団体での活
動ではなく個人的な活動が多いので、そういう人々にもボランティアをお願いしているという
ことになっているようです。

この清掃活動に欠かせないのがボランティア専用のごみ袋でして、新宮町には新宮町のごみ袋
があります。その申請をすれば、そのごみ袋をいただけるっていうことですけども、そのごみ
袋は可燃物しか入りませんので、その一般の方がそういう登録をしていないで、気軽にちょっと
時間があるからとか、そういう感じでやってみようとしたときに、その燃えないごみがちょっと
回収できないっていうか、そういう感じにちょっとなっているっていうお声をいただきましたの
で、ちょっと私も調べてみたんですけども、ちょっとこれは福津市からお借りしてきたんです

けれども、これですね。これボランティア専用のごみ回収袋です。これは可燃物、金物、瓶、ガラス、全部これ入れるんですけれども、それぞれに分別を分けてくださいっていうことを言われていました。新宮町には、燃えないごみのごみ袋はあるんですけど、燃えないごみじゃない。可燃物のごみ袋はいただけるんですけれども、ちょっとその燃えないごみを回収した場合、それが困っているっていうふうなお声を聞きまして、ぜひこういう不燃物系のごみも一緒に出せるような、そういう施策をしていただけたらさらにボランティアが広がっていくのではないかなというふうにちょっと私思っております。お聞きしたところによりますと、その方は登録をされていないのか、自費で燃えるごみ袋も買われて、ペットボトルや空き缶など燃えないごみは洗って乾燥させて、分別収集の回収日まで自宅で保管をされているということでしたので、ちょっとそういうふうな作業が、これは結構つらいのではないかなというふうに思いました。私も道路を通るときにやっぱりごみとかを見かけるんですけれども、不燃物系のごみですね、やっぱりペットボトルだったりとか燃えないごみがやっぱり多いですし、通学路に雑草がすごい生い茂っていたりとかするのを見たりとかすると、草刈りしたいなというふうに思うこともあるんですが、刈った草の処分に困るなと思ひましてちょっと行動になかなかうつせないところがあります。

本町は、人口が増加して生活様式も多様化しております。行政区単位での清掃活動だけでなく、気の合う仲間や家族など小人数で清掃ボランティアに気軽に取り組んでいただく。もう決めてとかじゃなくって、ちょっと時間が空いたからっていう形でもできるような体制の構築を図っていただきたいと思ひますけれども、こちらについてはどうお考えでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。先ほど報告しましたように、人丸公園の清掃、5区でされたんですよ。ここはやはり数年前に、夏の熱で芝が枯れるんじゃないかということで、都市整備課の職員が毎日水かけをしに行っておりました。それを地域の区長さんが、ある区長さんが見られて、やはり役場職員が毎日そこまでしよると、我々がやはりこの自分たちの公園だからやらないかなという思い立ちをしていただいて、今、5行政区でボランティアでしていた。そういったことを感じられたのかどうかですね、中央駅前区が中央公園をやはり清掃せないかんということで清掃をして、これはやはり自然発生的に地域の方、そしてまた美化運動として花を公園に植えていただいております。そういったことで、私ずっとウォーキングしていますが、全体的にごみが散らかっているというあれが見うけていないことが本当にありがたいと思っておりますし、今言われた個人のそういった通学路のもし草とか、そういったことはやはり役場のすぐ環境課に問合せすぐできるような、そういった啓発をもう少しActive等でも何か清掃ボランティアされる方のそういったことはやっていかなければいけないなど。また、さっき見せていただきましたそういったごみ袋、不燃物は非常にいろいろ可燃物と違ってありますので、直接、環境課等で対

応させていきたいと思っております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 濱田議員。

○議員(4番 濱田 幸君) はい。共助でまちづくりをしていく新宮町、もう既にいろいろな取り組みをされておりますけれども、もっともっと私としては、もっともっとたくさんの方に知っていただき参加をしていただく、そのことで町に対しても愛着がまた出てまいりますので、そういったところで、推進をぜひしていただきたいというふうに思っております。

ちょっと調べたことをお伝えさせていただければ、このアダプト制度っていうのは福岡県では12の自治体に取り組んでおまして、アダプトっていうのは養子縁組っていう意味だそうです。団体が登録制で道路や公共施設の決まったエリアを受け持って、計画的にごみ収集や除草作業を行っていくっていう町長が言われたとおりでございます。近隣の自治体では、古賀市では33団体、福津市では32団体、宗像市26団体、様々な団体や企業の方、また学校関係も参加をされております。新宮町でも既にいろんな方が、このアダプト制度っていうところには該当しておりませんが、それに近い形でされてはいらっしゃるけれども、今後、そういうのを推進していただければ何かいいのかなというふうに思っております。活動状況は、私がお尋ねして調べたところによると、福津市では登録が現在2,100名ぐらいいらっしゃって、活動回数は様々だそうです。年に2回ぐらいのところから、週に2回とかあるいは宮地浜では、もう毎日されているような団体もいらっしゃるということで、企業もそういうふうに社会貢献としてやっぱり取り組んでいただきたいということで、これに参加をしたらポイントを付与しまして、入札のときに何かちょっとポイントがつくっていうそういうふうな取り決めをしていらっしゃるということで、それは今後、新宮町にいろんな企業さんが入っていただくときに、そういうことをご説明をして協力を仰ぐっていうのは必要なことなのかなというふうに思います。

新宮町でもできるところからぜひ推進していただきたいと思います。町長言われましたように、新宮町は意識の高い方が住んでいらっしゃると思いますので、やっぱり上手にPRをして、そういう活動状況とかお伝えすればより多くの方がボランティアに参加していただけるようになると思いますし、環境がやはり美しく整備されるだけでなく、関わるほどに町に対してのほんとの愛着が育っていくと、それで住民、行政、みんなですばらしい町をつくっていくというふうに私は信じておりますので、ぜひそのところを推進していただくように強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(牧野 真紀子君) 通告4番、温水眞議員。

温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) 2番議員の温水眞でございます。今日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

私の質問は、質問事項として、町立幼稚園の就園率を上げるための施策はというのを伺いたしたいと思います。質問の要旨につきましては、読み上げます。

令和3年度の新宮・新宮東幼稚園の昨年11月19日現在での入園申込状況は、年少クラスで定員180人に対し42人、就園率は23.3パーセントになるとの委員会報告がありました。共働き世帯が増え、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響もあり、現状の5時間程度の幼児教育体制では働く保護者のニーズに対応できていないと思います。町長の施政方針にも町立幼稚園のあり方を検討するとありましたが、次の3点について見解をお伺いします。

1、近年急激に入園希望者が減少している要因は、幼児教育・保育の無償化によるものが大きいと思われませんが、町としての減少要因の検証と見解をお伺いします。2、新宮・新宮東幼稚園の平成29年度と30年度の就園児数と定員に対する就園率をお伺いいたします。3、令和元年度の決算で新宮・新宮東幼稚園の歳出合計は約1億3,000万円、うち人件費が約1億1,500万円でありました。教職員等は約30人を超えていますが、充実した教育体制・環境が整っていると思われれます。町立幼稚園の魅力をより高めるために、全ての幼稚園で預かり保育を実施し、さらに満3歳児を対象にプレスクール制を導入することが考えられると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい、失礼いたします。町立幼稚園の就園率に関するご質問でございますが、確かに平成26年度をピークに、町立幼稚園の園児数は年々減少いたしまして、令和3年1月末現在で、新年度の町立幼稚園3園の総園児数は231名の予定でございます。このような中、各園におきましては幼稚園教育要領を踏まえまして、また各園の環境を生かした特色ある教育活動を進めるなど、小学校教育への接続をはじめ、インクルーシブな就学前教育、保育環境の充実に取り組み、幼児教育の質の向上に努めておりまして、その成果を広く普及したいと考えているところでございます。1番目のご質問でございますが、町立幼稚園の園児数減少の要因として考えられることといたしまして3点。1点目は、幼児教育・保育の無償化によりまして、就学前教育保育施設に対する、いわゆるニーズが多様化したと、就園の施設の選択肢が広がったということが一つ挙げられます。2点目としまして、住民基本台帳人口によりまして、3歳児から5歳児までの人口でございますが、平成28年度1,533名をピークに、本年度は1,378名と155名の減少が見られます。同様に、町立幼稚園の総園児数も平成28年度492名に対し、本年度は301名と191名の減となっております。これも就学前の人口自体の減少も影響しているのではないかとこのように考えております。ただ、この傾向は今後も続くと考えられるものの、新宮幼稚園を例に申し上げますと、令和3年度の入園申込者数24名のうち20名、83パーセントに当たりますけれども、兄弟児が同じ新宮幼稚園に在籍している、または卒園児であ

るということから、町立幼稚園の教育機能に対する一定のニーズであったり、これまでの取組成果によりまして減少傾向はありますが、一定程度の園児数は確保できているというふうに考えます。また、3点目といたしまして、令和3年度の町立幼稚園の申込数が大きく減少した背景には、コロナ禍にあってやはり生活環境が変化したり、あるいは就労形態が変化して保育ニーズの高まりが、その結果考えられる。これらのことから、本町の子どもたちに就園の機会を広く提供するという、これまでの町立幼稚園のあり方を改めて大きく見直す時期を迎えたというふうに考えております。このことに関しましては、これまでも教育総合会議ですとか、あるいは教育委員会においても検討してきたところがございますが、本年1月に開催いたしました総合教育会議を受けまして引き続き教育委員会におきましても、この町立幼稚園の今後の在り方につきまして、一定の方向性をお示しできるように、今検討している段階であります。改めて、ご報告の機会をいただけたらというふうに思っているところでございます。

続きまして、2点目のご質問でございますが、平成29年度及び30年度の定員に対する就園率ということでございます。平成29年度の新宮幼稚園について申し上げますと232名、就園率68パーセント。それから、それが30年度になりますと同じく新宮幼稚園でございますが、215名、63パーセントということで、50名の減ということになっております。また新宮東幼稚園につきましては、平成29年度189名、就園率が72.6パーセント。30年度につきましては、182人でマイナスの7名、就園率が70パーセントということでございます。2点目についてはよろしいでしょうか。

続きまして3点目、町立幼稚園での預かり保育の実施についてお答えをいたします。本町では、就労支援のために必要な保育という点から、保護者の皆様のニーズに応えるために、ご承知のとおり認可保育所を4園開設しております。先ほども述べましたように、就学前人口が減少という傾向にある中で、認可保育所、認定こども園の保育所部門も含めて、その利用者数につきましても、一部を除いて、令和元年から令和2年にかけては微増と、僅かに増加しているというような状況にあります。町立幼稚園におきましては、令和元年度以降は幼児教育・保育の無償化の影響を大きく受けるであろうという想定のもと、立花地区に保育所等が未設置であるということから、まずはこの小規模園であります立花幼稚園において、議員ご承知のとおり、就学前児童の保護者の就労支援、あるいは子育て支援を目的とした預かり保育を本年度から導入いたしました。新規申込者の半数が、この預かり保育をご利用いただいております。教育委員会におきましては、この園児数の減少傾向が続く状況から、町立幼稚園の今後の在り方につきまして、先ほども申し上げましたとおり検討を重ねているところでありまして、幼稚園の新たな役割として、教育要領にも示された子育て支援の内容、そういったところも踏まえながら今後検討の内容に加えて進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

3点目の幼稚園におけるプレスクールでございます。このプレスクール、一般的に未就園の親子を対象に、幼稚園の様子を知ってもらう、そして幼稚園に慣れてもらう、体験をするという目的のものであろうというふうに思いますけれども、平成30年、本町においても3年目になりますが、小規模園の取り組みとして立花幼稚園において、2歳児以上の親子を対象に体験保育、たけのこクラブを月に1度実施してまいりました。10組程度の参加を求めているというところでございますが、その多くは、年少クラスへの入園をされているというふうに聞いております。参加された折の保護者同士の懇談であったり、幼稚園の先生がたと保護者の皆さんとの懇談、保護者同士の交流というのは、こういった子育て支援の場としての役割も大きく果たしているというふうに思いますので、今後の幼稚園の在り方見直す中で、こういった取り組み例も参考にしながら検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。いろいろありがとうございます。今の就園児の29、30年、ちょっと私その先に担当という議員じゃありませんでしたのでわからなかったのでお伺いしたいんですが、29年度で2つの園で70パーセントぐらいですか、就園率が。そして、今年この3年度の見通しでいくと33、34パーセントということで、就園率は半分ぐらいに落ちてるんですね。それで、私ちょっと書いてきたものをちょっと読み上げますので、新宮町っていうのは立花村と合併して、今の新宮町になって65年と一応聞いていますが、新宮幼稚園も非常に長い伝統があるんじゃないかというふうに思っております。町は福岡市に隣接していることもあって、私もちょうど30年前に新宮町に住むことになったんですが、全体で8割以上が福岡市からの移り住んできたという人たちがあるという調査結果もあって、そういうことであれば、当然おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に同居しているということは、多分少ないんじゃないかなというふうに思っております。そして、今後も転入者によって人口が増加していくというような傾向は、今後も続くというふうに予測されています。今まで、町の幼稚園は、町立の幼稚園は幼児教育の受皿として非常に大きな貢献をしてきたと思いますし、町は今、3万3,000人を超しているところですけども、1万7,000、8,000人の時代から町立で3つの幼稚園を持っているっていうのは、多分そんなにたくさんないんじゃないかなというふうに思うんです。ただ、特に、この10年以上前からでしょうけど、共働き世代が非常に増えて、特にその上、一昨年の10月からの幼児教育無償化によって、幼稚園の入園の授業料というか入園料があまりかからないというようなプレミアっていうか、そういうのが少なくなったというふうに思います。町長の施政方針にも、そういう在り方を検討するということが書かれてありましたので、一つの参考材料にはなるんじゃないかなということで、預かり保育のことをちょっと私は申し上げているところでございます。

ちょっと視点を変えてですね。今、認可保育所の話ですかね、ちょっとありましたけど、子育てっていう環境という意味では認定こども園、それから認可保育所、それからちょっと小学校になりますけど、これは4歳からずっと継続しますので、放課後児童クラブというこの3つの部分の状況をちょっと調べてみましたというか、いずれもこれは町のほうからの報告で、私がデータをとって記憶しているんですけども、昨年2年度の特定教育、それから保育施設入所決定状況に対しては、全体で定員が687人に対して、申込数は784人なんですね。多少、数字の2、3のずれはあろうかと思えますけど。そして入所の決定数は、定員比105.8パーセントの727人というふうになっています。そのうち、認定こども園は定員242人に対して253人、認可保育所は定員399人に対して426人と聞いています。いずれも定員を上回っている。数字の多少の違いはあるかと思えます。それに対して、町立幼稚園の3年度、今年度の就園時予定数は、就園率が33%前後、そして昨年の就園率も47パーセントと下回って、他の子育てっていうか、そういう支援施設とは明らかに大きな差があるというふうに思っております。小学校に入学されてからの放課後児童クラブの件ですけども、入所状況が定員数が570人なんですが、申込数は615人。入所決定数が567人という報告があっています。定員に対する申込率は107.9パーセントで、定員を上回っております。4小学校の生徒数というのは3,011人と、昨年度の、今年度ですかね、まだ3月ですので3,011人ということになってはいますが、1学年の生徒数がそれで見ると6で割れば大体500人前後ですね。そういう意味では、申込率は1、2年生が36パーセント。3年生が22.5パーセント。4年生が13.8パーセント。5年、6年生は自分自身がもうしっかりしていますので、要するに低学年になるほどやっぱりこういう放課後児童クラブの需要が非常に大きいというふうに思います。今年の1月の年齢別人口、これ住民基本台帳を参考にしているんですが、これで見ると大体450人と予測されるんですが、このような結果から判断できるのは、小学校の低学年の保護者もおよそ3分の1ぐらいは、この放課後児童クラブへの入所を希望しているということがうかがえると思います。4歳児から6歳児を対象にした町立幼稚園というのは、放課後児童クラブよりも年齢が低い児童が対象でありますので、そのような機能を強く求められているんじゃないかなと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか、教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい。今議員がおっしゃいましたように、いわゆる小学生高学年にわたって非常に児童数が多いということ、そこで先ほど町長も申し上げましたけども新設の小学校、中学校も開校し、何とか教育活動も充実した中で進めさせていただいているということですけども、そんな中でやっぱり子どもたちが、安心安全に過ごせるような環境を整えというところが、全体通して言えることではないかなというふうに捉えております。町立の幼稚園につきましても、

先ほどから、園児数の減少というところで、励ましも含めてですね、議員のほうからもいろいろとお言葉をいただいておりますけれども、やはり先ほど申し上げましたように平成26年度のピーク時からだんだんと3歳、4歳、5歳児の人口も減少していくという中であって、より内容を充実させた中で取り組みをしていかなければいけないというふうに思いますし、この現象にもしっかりと対応していかなきゃいけないと思いますけれども、小学校の放課後児童クラブも含めて、状況をしっかり見極めながら適切な対応していきたいと思っておりますが、幼稚園に関しましては先ほどから申し上げておりますように、この園児数の減に対してどのように対応していくかということで、1番大事なのは広く就園の機会を提供するということでありますので、保育所であったり、あるいは認定こども園であったり、あるいは町立の幼稚園であったりとそういった選択肢がたくさんある中で、町立幼稚園を選択していただけるように、在り方も含めてしっかりと検討はしていきたいということで今進めているところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) 再三にわたって検討中ということなので、それ以上いろいろは申しませんが、今園児が26年から比べるとちょっと減少していると。ただ今少子化で、全国的にそういうのはすごく、傾向ですよね。で、これ今からちょっと質問することについては、事前にちょっと通告していませんけど、先般の第6次の新宮町の総合計画、基本構想で町の将来人口を予測されています。0から14歳ですかね、この人口は昨年が6,910人なんですね。そして10年後が5,900人、15年後、20年後5,800人と大体1,000人から1,100人のマイナスと。15歳だけですね。というふうになっております。これを実行予測で見ると、1学年当たりの児童数は大体现在の450人に対して10年後、15年後、20年後の1学年当たりの児童数は、平均で見ると400人弱、390人と推測されます。だから、今の人口よりも1学年当たりの児童数というのは、6、70人の減少になるというふうに予測されます。この児童数が維持できれば、子育て環境の充実のために、町立幼稚園は大きな役割を果たすことができると思うんです。それで、質問ですけども、将来の人口予測に対しては、今考えられているいろいろな開発計画がありますけども、この辺の新しいそこで起きる人口増というのは、考えられているかどうかということをお伺いしたいと思います。入っているか、入っていないだけでいいです。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか、町長。

○町長(長崎 武利君) 第6次の総合計画におきましては、2040年で3万5,200人ですか。はい。全体ですね。それから、現状になって、2060年までは現状の人口ということで推定をさせていただきます。

そもそも新宮町の幼児教育につきましては、過去は1校1園という中で、1小学校に1園設置をして全入制で、とにかく申込みがあれば全幼児を入れてきておりまして、新宮幼稚園なんかも

う増築、増築で、現在。ですから、多いときが300数十名やはり幼児教育がしっかりいくのか
っていう心配もあった中でそういう状況でございました。ただ、北小学校をつくる時、平成2
8年、この頃、国が幼保一元化をうたい出してきておりましたので、ただこれも国のほうもしっ
かり幼保一元化の、やはり省庁が2つにまたがっておりますので、なかなかそれがいけないとい
う中で北小学校をつくる時に幼稚園の需要が私はないというような新しい、それで建設をして
いなかった。しかしそれそのまま、そして今、男女共同参画社会づくりで女性の社会進出が非
常に多くなりまして、保育ニーズが高まってきましたので保育園を新しく4園増設をさせていた
だいてきております。そういった中で、今、保育ニーズが非常に高まってきたおるわけですね。
そういった中で、幼稚園の申込みが非常に、今言われましたように、4時間から5時間の、これ
は幼児教育の在り方ですから、また幼保一元化にしていくと、また新たに給食とかいろんなこと
もあるもんですから、即取り組みはしていなくて、立花幼稚園だけに今やってきておるわけ
ですね。ですから、今はそういった幼児教育と保育のこの推移をしっかりやはり確かめていかなけ
ればいけない。それで、議会に将来の幼稚園の在り方につきましては、6月議会ぐらいに方向性
をはっきり、またお示しをさせていただきたいというように考えておりますので、よろしく願
いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい。大体内容はつかみましたが、せっかく私も質問するために文
言を書いていますので、最後に、今おっしゃられたように、教育施設っていうのは幼稚園、保育
施設っていうのは保育所ということに大別されると思うんですが、再三渡って言っているように、
2つの幼稚園の定員に対する就園率が2年度で47パーセント。3年度見通しが33パーセント
と、大幅に低いのに対して、保育のほうは、ほぼ100パーセントに近い状況ですということ
ですね。この要因は、教育ととるか保育ととるかというのはあると思うんですけども、やっぱり預か
り時間の長さだというふうに思っております。年少の園児の昨年度の申込実績は73人、就園率
40.6パーセント。それに対して、令和3年度の年少児の対象児童数は、1月末の住民基本台
帳で見ると、町内全域で約450人と推察されるんですが、今年度の申込数は42人と10分の
1ということですね。以下。ということで、1割も満たない状況なのでせっかくあれだけの規模
の立地条件、教育環境も申し分ないというふうに思っておりますので、その辺を再考をされたらど
うかなあとというふうに思っています。預かり保育をされた立花幼稚園の話がありましたけど、私
も一昨年、委員会報告を聞いてまして、就園時予測がこの3年度は3学年で年少、年長、年中と
いうんですか、この3学年で12人になるという予測をその時されていたんですね。これは近隣
に、先ほど町長もおっしゃったように保育所がないということで、2年度より預かり保育を実施
して現在13人が預かり保育を利用していると聞いております。また、令和3年度、この4月か

らですけど、就園希望児童数が29人。当初は12人と予測していましたので、計画比2.4倍になるという報告がありました。非常にいいことです。このことから保護者の中には、預かり保育制度を利用したいと望んでいる方が一定数存在するということが推察できます。2025年までは、現在の幼稚園の先生は今の資格のままで保育を兼務できるということを国も言っていますので、民間企業をふんだんに導入されているシフト制度なんかを活用すれば、現場の教職員の方には多大な負担をかけることはないのではないかなというふうに思っております。一昨年、立花幼稚園で実施したアンケート調査によりますと、これは送付件数が32件、回答者が21件ということで、約7割弱ですね。預かり保育の希望者が7名、希望しないということが6名。条件によると、時間の問題だと思いますが8名であったと聞いたので、立花地区でも3割ぐらい預かり保育希望者がいるということが想像されます。ましてや新宮幼稚園、それから新宮東幼稚園は、町の中心部に位置しておりますので、やっぱり保護者のニーズっていうかウオンツは、これを大幅に上回ると予測できます。私は、ですから今のようなことから来年度、令和4年度ですけども、両幼稚園とも立花幼稚園と同じように預かり保育を実施するというのが非常にいいのではないかなというふうに思いますが、これを最後の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) さっき申し上げましたように、今教育委員会等も、いろいろ調査しながら方向性を6月に出すというようなことで、今方向性を持っておりますので、今は回答できませんのでよろしくお願ひいたします。

○議員(2番 温水 眞君) はい、じゃあ質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長(牧野 真紀子君) では、通告5番、安武久美子議員。

安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) 1番議員、安武でございます。

本日は、高齢者、中でも認知症の方が安全に暮らせるまちづくりについて、一般質問をさせていただきます。認知症対策は、国、自治体、事業者、住民が協力し総合的に取り組む必要があると思います。2019年1年間の認知症に関わる行方不明者は、警察庁調べですが全国で1万7,479人にのぼり、7年連続で増加し続けております。認知症の方とともに安心して暮らすまちづくりが急務と考えます。次の4点についてお伺ひいたします。

1番、新宮町での認知症高齢者の行方不明の事案や事故の件数はどれくらいでしょうか。

2番、新宮町認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業「徘徊高齢者捜してメール」という事業を新宮町でも実施していらっしゃいますが、登録対象者の数、それから実際の登録者の数、それから協力をしていただく配信登録者の人数と新宮町でのこのSOSネットワーク事業を使った発生件数はどれくらいでしょうか。また、搜索の模擬訓練を拡充する必要があるのではないかと

と思われます。見解をお伺いいたします。

3番、徘徊高齢者の安全確保や介護者の負担軽減を目的とした、GPS位置情報システムを用いた機器の導入や助成制度の必要性があると思ひますが、見解をお伺いいたします。また、大阪府泉佐野市などが実施している認知症高齢者の賠償補償制度の取り組みが本町でもできないか、見解をお伺いいたします。

4番、認知症の正しい知識と理解を持ち、見守りや保護に協力する「認知症サポーター」を本町でも増やすために、インターネット配信によるサポーター養成講座の実施、それから古賀市が実施しています認知症ジュニアサポーター養成講座、また日向市が実施しています図書館や公共施設に認知症関連図書を掲示するなど広く啓発していく取り組みができないか、見解をお伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。お答えをさせていただきます。認知症対策は、本町といたしましても大変重要な課題として認識をしております。町民全体が認知症につきまして、正しく理解をし、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要不可欠でございます。さて、本町におけます行方不明事案及び事故の件数でございますが、大規模に捜査を要する行方不明事案は、2016年に1件ございました。それ以降は、大規模に捜査する案件についての報告はあっておりません。警察や町への相談に至っていない事案は発生しているようでございますが、件数の把握まではちょっとできておりません。

次に、2番目のご質問の「徘徊高齢者捜してメール」についてでございますが、登録対象者は認知症で徘徊により行方不明になる恐れのある方として、ご家族等から登録の申請をいただくことになっております。今年度は3件新規に登録をされ、現在の登録者数は37件でございます。配信登録者数は、今年1月末現在、町内に657名おられます。また、捜索の模擬訓練につきましては、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりの一環として、地域住民の方、行政、高齢者施設等関係団体により、平成28年度から開催をしております。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大により開催を見合せましたが、終息した後はまた訓練を再開したいと考えております。

○議長(牧野 真紀子君) 12時になりましたが、このまま会議を続けます。

○町長(長崎 武利君) 今後は施設や関係団体、そして地域住民が多世代で参加していただけるよう訓練内容等をさらに検討をし、模擬訓練を町内に広めていきたいと思っております。

次に、3番目のご質問のGPS位置情報システムを用いた機器についてでございますが、認知症高齢者が行方不明になったときに、いち早くご家族等が高齢者の位置を把握でき、地域の協力者や協力事業者の見守りとあわせまして、早期に発見につながると考えられます。GPS端末を

高齢者本人が持ち歩いてくれるのかなどの課題や端末機の購入費の助成が良いのか、自治体が利用者に端末機をレンタルする方法がよいのかなど事業のやり方も含めまして、今後、調査研究をしていきたいと思っております。また、認知症高齢者の賠償補償制度につきましては、認知症高齢者の家族への救済制度となるということで、実施している自治体も増えてきているようでございます。本町におきましては、新宮町認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録していただくことを前提とし、GPS位置情報システムの件とあわせまして、改めて前向きに検討をしていきたいと思っております。

最後に、4番目のご質問の認知症サポーター養成講座についてでございますが、本町では平成22年度から講座を開始し、現在までに総勢786名の方が認知症サポーター養成講座を受講されております。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、多数集まる場所での講座が困難となり、やむを得ず一部の講座を中止しております。インターネット配信においては、養成講座を継続していく上での有効な手段と考えられますが、受講する側の環境整備や体制の構築も必要となりますので慎重に検討してまいりたいと思っております。また、町内における認知症に対する理解が徐々に広がっていく中、若い世代への認知症に対する理解や普及、啓発のため、認知症サポーター養成講座の講師でありますキャラバン・メイトや学校のご協力を得て、このたび新宮東中学校で認知症についてのアンケートを実施しております。アンケートでは、新宮東中学校の全学年400名弱の生徒のうち、そのほとんどが既に認知症という言葉を知ったことがあり、認知症の人が生活をするためには、周りの人の協力が必要だと答えてくれています。若い世代も認知症という病気に関心があることに大変感心いたしましたところでございます。今後は教育委員会や小中学校と連携しながら、ジュニアサポーターの養成にも取り組んでいくなど、町内の認知症サポーターをさらに増やしていきたいと考えております。

なお、この4番目の質問につきましては、学校現場の状況や図書館等の公共施設への取り組みにつきまして質問もあるようでございますので、詳しい内容につきましては、教育長のほうから説明をさせていただきます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) はい、失礼いたします。引き続き、4番目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。この認知症につきましては、本当にご本人ですとか、家族にしかわからない深い思いやご苦労があって、この認知症サポーターの取り組みは大変心強いものであるというふうに考えます。だからこそまずは、高齢者等人に優しい地域づくりやネットワークづくりが必要であり、各小中学校におきましても、現在取り組んでおります高齢者の方や障がいを持つ方への理解を深めるための疑似体験、あるいは町内の老人介護施設での職場体験などを経て、高齢化に伴う様々な問題を身近な暮らしの課題としてとらえ、自分なりにできることから実践すると

いうことを目指した取り組みを今進めているところでございます。図書館や公共施設に認知症関連図書の掲示をということでございますが、各学校では既に「お年寄りが暮らしやすい社会へ」とか、「おばあちゃんが認知症になっちゃった」などの関連の図書を備えておまして、こういった読書を通して高齢者や認知症に対する理解を深める、そういった環境整備にも努めているところでございます。日向市の取り組みでございますが、これは社会福祉協議会が認知症関連の図書を購入して市立図書館分館の一部に配架をしてあるようでございますが、本町図書館におきましては、昨年2月より大人の特設コーナーというのを設けておまして、現在は健康をテーマに書籍の入れ替えをしているというところでございます。認知症であったり、がん、あるいはアレルギーなど、身近な健康問題について図書の収集を行い、この認知症についての所蔵は200冊を超えているというところでございます。この常設につきましては、スペースの関係もありまして非常に難しいところでございますが、9月のアルツハイマーで、この時期にはこの関係各課と協力し、書籍だけではなくて情報パンフレットや関連資料等も収集した取り組みを行っていくということを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) 新宮町では、2016年にデイケアに見えていた方が行方不明になられて、残念なことにお亡くなりになって発見されたという1件だけでございますよね。それ以降は、そういった重大な事故は起こっていないということで少し安心いたしました。今後は、確実に増えていく懸念があると思われま。厚生労働省によると、2025年には認知症の人は700万人に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になるという恐ろしい予想が立っております。今から対策を講じておく必要があるのではないかと痛感いたします。ご自分やまた大切なご家族が認知症を発症され、それ自体は誰でも起こることだと思いますが、行方不明になったとしたら、そのご家族はどれだけご心配でしょうか。新宮町でも行方不明捜索の訓練を平成28年から実施なさっているということですが、さらなる取り組みが、もっと拡充した取り組みをすべきではないかと思えます。

例といたしまして、大牟田市は平成15年に高齢者の行方不明による死亡事故をきっかけに、平成16年度から毎年、模擬訓練を大規模にしてあります。その後、訓練実施区域を全市に拡大され、現在では全22校区、要するに全市をあげて参加してあります。25年には訓練参加者が2,000人を超え、27年には当事者の人権を尊重する視点から、その訓練名から徘徊という文字を外して事業を行っていらっしゃいます。平成29年、30年には認知症当事者の意見を反映しながら、当事者が参加する模擬訓練も実施していらっしゃいます。また小学校では平成16年度より、絵本教室を開催なさって、当町でも実際にやっていたらということですが、8,000人を超える子どもたちが絵本を通じて認知症の人への思いやりの心を育てています。倉永

小学校の児童たちが、下校途中に認知症の女性へ声かけをしてご自宅まで送り届けたり、それから中学生が炎天下に高齢女性を保護したなどのお手柄な記事も新聞報道されておりました。大牟田市の取り組みからわかったことは、それから訓練をしている最中に子どもさんが朝から行方不明になったという情報が入り、その訓練を至急、その子どもさんの捜索に切り替えたとかいう事例もありまして、行方不明になる人は必ずしも認知症の人だけではありませんでした。子どもも障がいのある方も自死を考えるほどの悩みを抱える人も、全ての人のかけがえのない命を守るために、この当事者の気持ちに寄り添う、声かけができる人を増やすという啓発と、あとは実行性を高めるための訓練が重要だと考えます。本町でも全町挙げての模擬訓練を実施してみたいかでしょうか。お伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) この認知症の徘徊については、私も体験をしておるわけでございますけども、本当に非常に徘徊の状況は難しい。もうはっきり言えばGPS端末を体にチップを入れて、ちゃんとやっぱり認知症の方々に入れていくことが、私は対策の一つになっていくんじゃないかというふうに考えております。端末を持たせるというのは、認知症の人が持って行くかっていったら、それはもう不可能やろうと思うんですよ、外に出て。今、スマートフォンとかを持って行く人もあるかもしれないけど。ですから、私自体の考え方はそうなんですけども、やはり今、そういう訓練、そういうことはやはりいろいろ研究しながら、即全町的にやるか、それぞれの区ごとにやっていくか、そこはちょっと担当課としっかり精査しながら方向性を決めていきたいと思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) 大牟田市では、認知症の行方不明者の役の方が地域を回られてうろろ歩かれるわけですよ。その方に何人の方が声をかけたか、どこで声をかけたかという、情報を集約されまして、やっぱり訓練をすればするほど、また参加者が増えれば増えるほど早期に声かけができていますね。実績を上げてあるとても良い訓練だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

GPS導入の件ですが、友人のお母さんは東区から篠栗町まで歩いて行かれて保護されました。何をしに行ったのか聞きますと、田の草取りに行きよったとおっしゃったそうです。また別の方は、箱崎の九大病院から板付まで歩きですよ、春日原から那珂川市までと、尋常では考えられない距離を移動してしまいます。本当に早期発見が死亡事故を防ぐポイントだと思われまます。新宮町が行っていますSOSネットワーク事業に加えて、これは37名の方が登録していらっしゃるということでしたが、認知症高齢者の数はもっとたくさんいらっしゃると思うんです。先ほどの厚労省の推計からしますと、それがどんどん増えていくわけですよ。可能性のある方がで

すね、私も対象に入っていると思いますが、SOSネットワーク事業に加えて行方不明時の見守り検索システムの導入、町長も必要だとおっしゃっていましたが、ここでちょっと自治体における見守り検索システムの活用事例をお調べしましたのでちょっとお話ししますが、静岡県沼津市とか兵庫県加東市などは、GPS機能付き検索機器のレンタルを行ってあります。それから、新規購入に対する助成を行っていらっしゃいます。京都府長岡市は、初期費用及びバッテリー交換費用、それから利用者さんの月々の利用料の一部を助成するとか、その自治体によっては違うんですね。埼玉県蕨市は、GPS機器端末付きの靴です。いつも裸足で出ていかれたら誰でもすぐ気がつくので保護される可能性があります、靴を履かれる方にGPS端末を靴に仕込んで履いていただくというのを利用して、靴は利用者様が購入されます。7,000円から1万円弱だったと思いますが、それから市としては初期費用と月額利用料の10分の7を助成されます。1,800円の10分の7でしたから、1,200円ぐらいですかね。利用者さんの負担は、月600円ぐらいで済むってような助成をなさっています。伊賀市をはじめ多数の自治体は、先ほど町長もおっしゃいましたが、GPS機能の端末を持っていかない場合もあるということで、最近多くなったものがQRコードが印字されたラベルとかシールを洋服とか帽子とか杖とか、そういうところに日常の持ち物に貼るんです。そこにQRコードが書いてあります。うろうろしておかしいなとか、危ないなとか、発見された方がスマホなどで、そのQRコードを読み取りますと、位置情報などが家族にそれから自治体に届くところもありますが、メールで届くシステムを導入していらっしゃいます。助成としては、ラベルとかシールの購入費、2,000、3,000円だったと思いますが、それを補助していらっしゃいます。これはSOSシステム、見守りシステムですと、警察にまず届けてからじゃないと進みませんよね。このラベルQRコードですと、例えば夜間ですとか、警察が対応できない時間帯でも、役場が開庁していない時でも利用できるということで広がっているようでございます。また、保護して受信をして送ってくれた方の情報っていうんですか、そういった個人情報流れないようなシステムになっているものもあるようで、利便性が高いなあと調べてちょっと調べました。費用も安価なものもありまして、本町でもぜひ導入されてはどうかと思います。今後の検討にぜひ入れていただきたいと思います。

認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われる、あるいは法定監督義務者がいない状態で、認知症の方が事故を起こした場合に、被害者が救済されない可能性も出てまいりました。これは2006年に、認知症高齢者の方が電車の線路に入って事故になりまして、本人も要介護、確か3か4だったんですが、奥様も要介護1の方だったんですね。それで、同居していない息子さんがいらして、家族に対してその損害賠償責任が出たんですが、最初の頃は奥様に対してその損害賠償を求めるっていう判決になり、何度も裁判になっているんですが、結果的に最後は法定監督義務者がいなかったのだという、今回の判例に対しては2016年に判決がおりてい

るんですが、賠償しなくてよかったっていう判決になっているようですが、今回の場合はということになっております。それで、例えばそういう重大な事故でなくても、認知症の方のご家族が同居していようがしていまいが、ご家族にまでその賠償責任がかかってまいりますから、その方がひとり暮らしの方もいらっしゃるかもしれません。蛇口を閉め忘れて、じゃんじゃん流れて下の階に損害を与えたとか、デイケアとか施設で暴れて職員さんにけがをさせたとか、あとはうっかり火事を起こしてしまったり延焼させてしまったとかですね、お店で品物を壊してしまったとか、何か認知症でなくてもあるあるの事象がたくさんございました。そういった場合に、裁判になるかどうかわかりませんが、その法定監督義務者がいないとなった場合に、被害者の方は誰も保障してくれないことになるわけですね。なので、認知症になっても、また認知症の家族があっても安心して暮らせるまちづくりのために、今、民間の個人損害賠償保険の補償を導入する自治体が広がっております。泉佐野市では、令和元年6月から市が保険契約者になりまして保険料を全額負担し、認知症のある高齢者等が被保険者です。これは検査を受けて2.6でしたっけ、何かその数値があるそうでございますが、それから事前に高齢者の届出をしているとか、いろいろ条件をクリアした人が被保険者になれるということで、被保険者が日常生活で、先ほど言いましたような、いろんな場合の法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金の支払いを受けることができます。それから滋賀県草津市は、認知症の人がさつき線路内に立ち入るなどした大きな事故に対した場合でも市が加入する保険で最大1億円を保障する取り組みを令和2年6月に1番最新では導入してある自治体もあるようでございます。保険料も大体1億円から3億円ぐらいの最高とかいう上限を設けて加入されて、お1人につき年間で数千円ぐらいだと聞いております。本町でも認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の加入などの実施を考えていらっしゃいますでしょうか。お伺いたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 認知症の方々の位置情報、その徘徊の場合につきましては、どういう方法がいいか。模擬訓練等もやっているようでございますので、そういった中でしっかり調査をしながら、今後の方向性をしたいと思います。

また賠償補償制度につきましては、保険の適用も、保険もあるようでございますので、どういった保険がいいのか、これ今、もう取り入れとうとですかね。まだ、今、まだこれをうちは取り入れていないということでございますので、ちょっと保険の関係をしっかり調査しながら前向きにやはり対応していかなければいけないのかなと思っております。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) ありがとうございます。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

最後の4番目についてですが、私は認知症の母と私の母と2人の母、延べ15年ぐらい認知症の人と暮らしまして、その経験から周りの人の対応で認知症になっても安全に心安らかに生活していけるっていうのを実体験いたしました。最初の頃はもう戸惑いますしわけがわからなくてずっと母を怒っていたように思います。そのうち、おかしいことを言っている、本人には本人のちゃんとした理由があるというのがわかりまして、納得して対応を変えましたら劇的に介護しやすくなったという体験をしております。あと新宮町でも社会福祉協議会でこぶしの会という認知症の家族の方の会を運営していらして、そちらの役員の方からあなたも出てこないって、家族の方と話をしたら、すごく良い意見も聞けるし気持ちが楽になるよってずっと誘っていただいていたんですが、実際に介護をしているときはそういう余裕がありませんで、残念ながら1度も行かなかったんですね。今、振り返ってみますと、早くそういうところに行って、いろんな実体験のアドバイスを受けたりすればよかったなあと反省をしております。人生の最終章をその人らしく過ごせる、認知症の方でもそういう生活ができるって思いますので、ご家族もニコニコ介護をしていただけるのではないかと思います。

認知症サポーター講座、何か名前を聞いたら難しい勉強をして資格なのかしらとか思っていました。そうではなくて、キャラバン・メイトさんというちゃんと資格を認知症についてのどういうことか、どういう声かけをすればいいとかという専門的なこと、資格を持ってありますキャラバン・メイトさんが、依頼があれば公民館などに出向いて認知症サポーターを開催しているとお伺いしました。ただ、そういう難しい講座ではないっていうことを広報していただいて、誰でも認知症の方はこういうふうに感じているんだよとか、こういったときには食べていないとか、物をとられたとか典型的なことがあります。やっぱりそういうことを言われると介護している家族は、まずドキっとするしカチンとするし、ものすごく心配するんですね、壊れていっていると思って。そうではなくて、ちょっとした声かけで、それからご飯を食べないときは、私はつい怒ってました。怖い顔をしていたんだと思います。ある日それに気が付きまして、にっこり笑って「お母さん、ご飯よ」って言いましたら、そのときから食べるようになったんですね。だから本当に些細なことなんです。そういったこともこういう認知症サポーター講座を受ければ力になると思いますしいと思います。コロナ禍でリモート会議とかが現在は定着してきておりますので、勤務先とかそれから自宅からとか、気軽に参加できるよっていうことを住民の方に広く知らしていただいて、例えば定期的に社会福祉協議会とか、老人福祉の担当のところでも毎月何日の何時からやりますよとか、土曜日のどれぐらいでやりますよとか、何かこう定例化をしていただくとリモート会議の場合は、参加して受講して力をつける人が増えていくのではないかと思います。先日、西日本新聞に掲載されましたけれども、1月末に古賀市の小野小学校で認知症ジュニアサポーターを育てるオレンジ教室っていうのが開かれたという記事がありました。これは、

徘徊する高齢者を子どもたちが怖がって110番する騒動があったそうでございます。これがきっかけで、オレンジ教室を開催したということでもございました。教材の事例を見て、散歩に出ただけなのにお家がわからなくなったら、あなただったらどんな気持ちがすると思う、というような声かけ、勉強、学びをして認知症の方の不安な気持ちとか、それから実際の接し方などを考える授業でもございました。新宮町でも絵本を使ってやってらっしゃるということも聞きまして、これをもっと広げていっていただけるといいと思います。お願いしたいと、ぜひお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、日向市のコミュニティセンターの図書館では、月1回認知症の人に優しい図書館という企画をプロジェクトを行っていらっしゃるようで、認知症の人と家族をサポートしていらっしゃいます。本を置くだけでなく、常設展示をしていらっしゃるんですが、そこに来館者は自由に本をとれるようにして、なおかつ専門のスタッフがそこにいらっしゃるそうです、月1回開催するときは、いろいろなお悩み相談ですとか、相談対応とか、情報提供とかをそこで直にしてあります。住民への啓発活動も行ってあります。それから、また調べておりましたら、また連動事業として、せっかくですので書画カメラを使ってみたいと思っております。

〔書画カメラの映像を投映する〕

○議員(1番 安武 久美子君) これも推薦図書で常設展示で、かなり広いスペースで行っていらっしゃいます。そこに専門家もいらっしゃるんで、気軽にそこで相談ができる、その関係窓口につなげていけるということも行ってあります。

それと、もう1枚あります。すいません。

〔書画カメラの映像を変える〕

○議員(1番 安武 久美子君) これは、本の処方箋プロジェクトっていうのを図書館プロジェクトと連動していらっしゃいまして、一般社団法人日向市東臼杵郡薬剤師会所属の薬局、市内に11薬局でしたかね。それと市内の医療機関との協働のもとに、これを実施してあります。

〔書画カメラの投映を中止する〕

○議員(1番 安武 久美子君) 薬局に読み薬コーナーとあって、認知症関連の本とか、それからこれは公益社団法人認知症の人と家族の会の方が届けてくださったんですが、こういう会がありますよ、入会されませんかとかですね。若年性認知症かなと思ったらここに連絡してくださいとか、もしかしたら認知症なのかなと、こういうチラシとかパンフレット新宮町でもたくさんあると思いますが、こういったものを読み薬コーナーに置いてあって、受診してお薬をもらわれるときに待ち時間に見られたりとか、それから本の貸出しを行われたりとか、また声かけを行ったりされた結果、薬剤師さんから包括支援センターや相談支援機関への連携強化が図られて早期発見、それから対応、生活支援の仕組みの強化につながっていると聞きました。ぜひこれは取り組んで、

医師会とか薬剤師会とかにも協力していただくことではありますが、町として取り組みを図っていただけることはできますでしょうか。お伺いいたします。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 認知症のサポーター制度につきましては、今まで大体786名の方が受講されておりますし、今コロナの中でちょっと令和2年度はできておりませんが、今後も進めていかなければいけないと。認知症につきましてはのいろんな情報は増えてきておりますし、新宮町の薬局、薬剤師の薬局でも今、お示しされたようなコーナーを持ってある薬局もあるようがございます。どこどことはちょっと今あれですけど、私も実際、それを見ておりますので、そういったことについては、やはり行政のほうから薬剤師会等を通じて、やはりそういった啓発活動をしっかり取り組んでいかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 安武議員。

○議員(1番 安武 久美子君) ぜひお取り組み、よろしくお願ひ申し上げます。先ほども申しましたけど、5人に1人認知症でございます。他人ごとではありません。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。

これで、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長(牧野 真紀子君) これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後12時48分散会
